

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 4 月 2 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 神山 孝史

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 八代海自動観測ブイの維持管理・定期観測業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 入札説明書による。
- (4) 業務場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額及び消費税を切り捨てた金額）をもち、その入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かに関わらず、見積もった契約希望金額の入札書に記載する。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」で「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること）

① 直接交付  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門管理課  
電話 095-860-1608  
FAX 095-850-7767

② 郵送による交付  
封書に「【調達件名を記載】入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付  
任意書式に「【調達件名を記載】入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年4月30日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所 令和3年5月14日 11時00分  
3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所 令和3年5月14日 14時00分  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 会議室

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- <sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、ご確認いただき、所  
要の情報をご提供いただき、ご理解とご協力を願います。また、ご契約の締結  
を行っていただくようご依頼いたします。また、ご契約の締結を願います。  
なお、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン  
(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等に  
おける不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研  
究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上  
の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。  
公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出につい  
て、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、  
入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。  
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出し  
ていただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 八代海自動観測ブイの維持管理・定期観測業務
2. 業務目的 水産庁委託「令和3年度漁場環境改善推進事業」のうち「栄養塩、赤潮・貧酸素水塊に対する被害軽減技術等の開発」の実施課題である「(2)赤潮被害防止対策技術の開発 1)有害赤潮プランクトンの出現動態監視及び予察技術開発 カ.有明海・八代海・鹿児島湾海域 ②八代海・鹿児島湾海域」において、熊本県上天草市姫戸町姫戸沖に既設の「自動観測ブイ」を稼働させ、水温、塩分、クロロフィル蛍光、溶存酸素、流向流速等の鉛直分布を連続的に観測してデータを取得することとしている。本業務では、①自動観測ブイの維持管理と、②観測データ較正の試料を得るための定期観測の実施を目的とする。
3. 業務場所 八代海（熊本県上天草市姫戸町姫戸沖）
4. 業務期間 自) 令和 3年 5月21日  
至) 令和 3年12月17日  
作業日程を表1に示す。ただし、作業内容、日程等の詳細は気象条件、ブイの稼働状況、関係機関との協議等により判断するため、担当職員より別途指示するものとする。

表1. 作業日程(観測機器等の維持管理及び定期観測の日程)

	年月日	月 齢	作業内容	作業工程数		
				作業船 (隻)	潜 水 士 (人)	船 上 作 業 員 (人)
第1回目	2021/ 5/21	9.3	機材設置・定期観測	1	2	2
第2回目	2021/ 7/ 1	20.7	維持管理・定期観測	1	2	2
第3回目	2021/ 7/30	20.1	維持管理・定期観測	1	2	2
第4回目	2021/ 8/30	21.5	維持管理・定期観測	1	2	2
第5回目	2021/ 9/29	22.1	維持管理・定期観測	1	2	2
第6回目	2021/10/14	7.7	定期観測・機材回収	1	2	2
計				6	12	12

## 5. 業務内容

### (1) 自動観測ブイの維持管理

図1に示す観測点（熊本県上天草市姫戸町姫戸沖、北緯 32 度 24.683 分、東経 130 度 26.567 分）に設置された自動観測ブイ（図2）を稼働させるための機器類（以下、第1回目の作業に示す）を設置し、その後正常に稼働しているか確認・点検を行う。点検では、自動観測ブイにおける自動昇降装置の動作確認を行うとともに、潜水士2名によりブイの下部及び係留索の状況を点検する。なお、ブイ及び海面近傍の係留索の付着生物を除去する。また、既設のメモリー式光量子計（DEFI2-L）を、作業日毎に同機種と交換する。交換後、専用ソフトウェア・インターフェイスにて光量子計内データを読み出し、成果品として提出すること。また第1回目の作業では、自動観測ブイに自動昇降装置、多項目水質計、メモリー式光量子計、赤潮カメラの設置、及び自動観測ブイ稼働用バッテリー交換を行い、第6回目の作業では第1回目で設置した機器類の回収を行う。なお、上記機器類及び専用ソフトウェア・交換用バッテリーについては当所より支給する。

### (2) 観測データ校正用試料を得るための定期観測

#### ① 多項目水質計による鉛直観測及び各層採水

図1に示す観測点において、当所が支給する鉛直観測用の多項目水質計（JFEアドバンテック社 AAQ-RINKO175 型等）により水質の鉛直観測を行う。同時に、採水を行い、分析用試料を得る。塩分、クロロフィル、懸濁物質については水深 0、2、5、10m 層、植物プランクトンについては水深 0m、栄養塩については水深 1.5m 層にて採水を行う。

#### ② 分析用試料の処理

採取した分析用試料を以下の方法により処理する。なお、分析用試料の処理に必要な資材は当所が支給する。

塩分：容量 250ml の細口ポリ瓶に試水を採取し、常温で保管する。

クロロフィル：容量 2000ml の広口ポリ瓶に試水を採取し、直ちに暗所・冷蔵保管する。

採取後できるだけ速やかに、上記試水 100～200ml をグラスファイバー製ろ紙(Whatman GF/F、直径 25mm)で濾過し、N,N-ジメチルホルムアミド (12ml) を入れたチューブに入れて、冷凍保管する。

懸濁物質：クロロフィル分析用と同じ試水 500～1000ml を秤量済みのメンブレンフィルター (Millipore HA、直径 25 mm) で濾過し、蒸留水で2回洗浄した後に、フィルターケースに入れて冷凍保管する。

植物プランクトン：容量 2000ml の広口ポリ瓶に試水を採取し、直ちに暗所で常温保管する。

栄養塩：採水後すぐに（船上で）シリンジフィルター (0.45  $\mu$  m) で約 7～8ml を濾過し、10ml の栄養塩用容器に入れ冷蔵保存する。これを 3 本分行う。なお、帰港後、冷凍する。

各日程の定期観測終了後、処理した各分析用試料を以下試料送付先住所へ発送し、その旨を当所担当職員等に連絡すること。なお、試料発送費用については、請負業者負担とする。

(試料送付先住所)

〒851-2213 長崎県長崎市多以良町 1551-8

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所

有明海・八代海グループ

### ③ 鉛直観測データの処理

多項目水質計（JFE アドバンテック社 AAQ-RINKO175 型等）により観測したデータを鉛直 0.1m ピッチで平均処理し、観測点の位置情報、使用した観測機器のシリアル番号等を付してファイルを整理し、当所が管理する「沿岸海域水質鉛直データベース」に収録する。

## 6. 成果品

### (1) 成果品

連続観測の実施状況、機器の維持管理状況、連続観測データ、補正された連続観測データ、定期観測野帳、試料一覧表等、全てのファイルを電子媒体（CD-ROM 等）に保存し、1部を提出する。なお、電子媒体での納品の際は、納品前にウイルスチェックを実施すること。

(2) 提出場所 上記試料送付先に同じ

(3) 提出期限 令和3年12月17日

## 7. その他

(1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

(2) 本業務で知り得た全ての情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行うこと。

(3) 本業務で知り得た全ての情報について、第三者への開示及び漏洩することがないよう取扱いに注意すること。

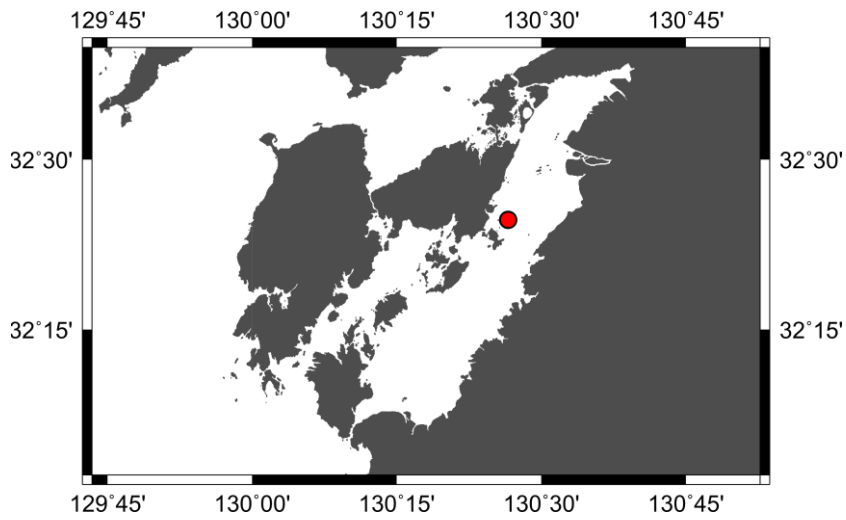


図1. 八代海の観測点(自動観測ブイ設置点)

表2. 八代海の観測点(自動観測ブイ設置点)

観測点名	北緯		東経	
	度	分	度	分
A(姫戸沖ブイ)	32	24.683	130	26.567

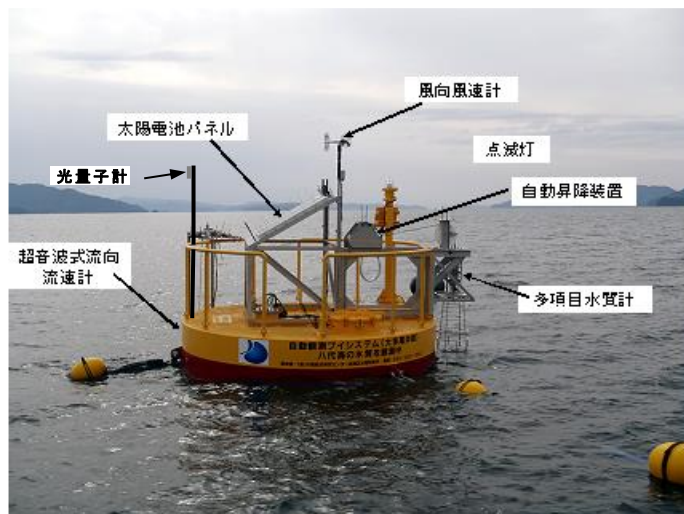


図2. 八代海に設置した自動観測ブイ(観測点A: 姫戸沖ブイ)